

太田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月29日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第55号

太田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
太田市営住宅条例施行規則（平成17年太田市規則第225号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鳥之郷市営住宅の部中

「

木造2階	45. 01	3
	47. 07	17
	55. 61	2
	57. 17	3
	57. 55	4
	59. 95	15
	61. 70	6
	68. 16	6
	73. 40	4
	82. 62	15
	84. 98	3
	89. 94	15

」

を
「

木造2階	4 5 . 0 1	3
	4 6 . 1 3	3
	4 7 . 0 7	1 7
	4 9 . 4 5	3
	5 5 . 6 1	2
	5 7 . 1 7	3
	5 7 . 5 5	4
	5 9 . 9 5	1 5
	6 1 . 7 0	6
	6 4 . 1 1	2
	6 6 . 0 4	2
	6 8 . 1 6	6
	7 3 . 4 0	4
	8 2 . 6 2	1 5
	8 4 . 9 8	3
	8 9 . 9 4	1 5

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。